

経緯

H25. 6. 28 学校法人理事長が近畿財務局へ来所。小学校用地として本地の取得を検討しているとのことで、当局は取得要望書の提出等、必要となる手続きについて説明。その際に、売却価格は時価額となり、見積り合わせを行って決定する旨を説明。

H25. 8. 21 学校法人理事長が大阪航空局に来局（財務局同席）し、本地については、学校経営が安定する平成 35 年 3 月頃までは貸付けを受け、その後に購入したいと要請。相談の席で、当局及び航空局は、本地は時価売払いになると説明し、仮に貸付けることができたとしても時価での貸付けとなり、相応の費用負担を要することを説明。

対応方針について、大阪航空局から「現行の国有財産制度で対応できるのであれば、貸付けを検討してもらいたい。」との意向が出され、本省理財局に相談の結果、貸付けを検討するとの指示を受ける。

H25. 9. 2 学校法人から本件の取得要望書（一定期間借受けた後に購入希望）が近畿財務局へ提出される。

（その後、学校法人の大阪府への小学校設置認可申請手続きが順調ではなく、事業の実現性が判断できない状況であったため、当局は学校法人の認可申請の進捗を待つ。）

H26. 4. 28 当局から学校法人にいつまでも待てないと説明したところ、学校法人から、①当初計画していた 26 年 7 月の大阪府私立学校審議会への諮問を本年 12 月に変更したいので、その前提で対応してほしいと要請され、②豊中市との開発協議を急ぐ必要があるため、近畿財務局から豊中市に「学校法人と本財産の契約を締結することを証する」旨の文書を提出してもらいたいとの要請を受ける。

H26. 6. 2 対応について、本省理財局と相談の結果、当局から学校法人に対し、①当局の審査を延長すること、②豊中市に対して、開発行為等に係る手続きのみを可能とする「承諾書」を当局から提出すること、③売払いを前提とした貸付けについては協力する旨を回答。

H26. 6. 30 開発行為等の手続きのみを実施可能とする「承諾書」を、豊中市へ提出。

H26. 8. 29 大阪府が学校法人の設置計画書を正式受理し、平成 26 年 12 月定例私立学校審議会での本件諮問に向けて事務を進めることと決定。なお、学校法人が大阪府に提出した資料は、当局の取得要望書の添付書類とするため、写しを提出する旨を指示。事業計画の建物建設費用は 4 億円で計上されている。

H26. 10. 7 当局から学校法人（代理人）に対し、収支計画の見直し等により、本地を即購入することができないか検討を依頼（延納売払い等の方法も説明）。依頼す

る際に、貸付ける場合の貸付料は不動産鑑定士の意見を踏まえて決定され、安価なものではないため、最初から買受けた方が有利ではないかと説明。

H26. 10. 15 学校法人から当局に対し、関連法人の資産売却や寄付金の増加などについて検討したものの、すぐに収支計画を改善することは不可能であるため、大阪府の審査基準（負債比率 30%未満）に抵触しないで本地を即購入することはできない旨の回答を受ける。その際に、学校法人から、住宅を建てる訳ではないから土地の価格は安くなるはずとの意見が出され、当局は、国の売却価格は土地を最有効使用した価格を算定すると説明。

H26. 10. 21 学校法人が建築計画を進める上で必要であるとして、本地の2ヶ所（校舎・体育館建設予定箇所）のボーリング調査の実施を要請。大阪航空局は学校法人に10月31日までの11日間の一時貸付を行って要請に対応。

H26. 10. 31 大阪府が学校法人の設置認可申請書を正式受理。事業計画の建物建設費用4億円に変更はない。

H26. 11. 7 学校法人と土壌汚染対策費用の処理方法（有益費による処理）等について打合せ。その席で学校法人からボーリング調査の結果、地盤が軟弱であることが判明したとの口頭説明を受ける（資料の提示なし）。当局は、調査結果により建物建設費用が変動するか確認したところ、学校法人は、変動しないと考えているとの説明。その後、学校法人から地盤調査結果資料等の提示はない。

（大阪府の認可申請受理を受けて、当局は、平成27年3月に工事着工したいとする森友学園の要請を踏まえ、平成27年2月10日に国有財産近畿地方審議会開催を決定。）

H26. 12. 17 当局から森友学園に、契約に向けての今後のスケジュール、予定している契約書式等について説明。

H26. 12. 18 大阪府定例私立学校審議会において、建物建設費用が4億円で賄えるとする根拠が弱いなどの理由から本件小学校設置計画が継続審議とされ、大阪府は、森友学園から追加資料を求めて平成27年1月中に同審議会の臨時会を開催することと決定。

H27. 1. 9 不動産鑑定士からの貸付料鑑定結果が出たことから、当局が学校法人を訪問し、国の貸付料の概算額を伝える。

H27. 1. 27 大阪府私立学校審議会の臨時会において、本件小学校設置計画が以下の条件を付されて「認可適当」の答申を得る。
（条件）「小学校建設に係る工事請負契約の締結状況、寄附金の受入れ状況、詳細なカリキュラム及び入学志願者の出願状況等、開校に向けた進捗状況を、次回以降の当審議会定例会において報告すること。」
なお、学校法人が計画する建物建設費用4億円に変更はない。

- H27. 2. 9 学校法人から、貸付料について、コンビニに貸す場合の賃料と同じ考え方はおかしい、10年以内に購入する約束で契約するのだから、貸付料は売買代金に充当されるべきなどとの連絡。当局は従来通りの回答を行う。また、明日の国有財産近畿地方審議会は、貸付料を審議する場ではなく、貸付料は今後の見積り合わせにより決定することを説明。
- H27. 2. 10 国有財産近畿地方審議会において、本地を学校法人に小学校敷地として売払いを前提とした10年間の事業用定期借地契約（時価貸付）を行うことについて処理適当の答申を得る。
- H27. 2. 17 学校法人理事長が来局し、貸付料を下げてもらいたいとの要請があったが、当局は貸付料の減額はできない旨を回答し、併せて3月に工事着工したいとする森友学園の要請に応じて2月中に契約できる段取りをした旨を説明し、早期に見積り合わせを行いたいと要請。
- H27. 3. 6 学校法人理事長から、土壌汚染対策費を言い値で支払うべきと申し出あり。当局は、何度も説明している事項として、国の基準を踏まえて合意した額しか支払えないと説明。また、学校法人理事長から、契約に疑問があるため弁護士と相談に伺うとの申し出あり。
- H27. 3. 12 弁護士も同席し、学校法人と打合せ。土壌汚染対策費の言い値での支払いや貸付料の減額要請があったが、当局は従来と同じ説明を繰り返し、学校法人の要請には対応できないとした結果、交渉は物別れになる。
- H27. 3. 13 学校法人と貸付料の見積り合わせを実施。貸付料の水準は1月に伝えているが、学校法人は相当に低い額での見積書提示を繰り返し、3回で終了。
- H27. 3. 23 学校法人理事長と弁護士が来局し、学校経営が成り立たないとして、貸付料の減額要請。当局は、貸付料は適正に算定しており、そのような理由での修正には応じられないと説明。
- H27. 3. 26 学校法人理事長と弁護士が来局し、ボーリング調査結果資料を提示（資料は前日にFAX送付）され、本地が軟弱地盤であり多額の地盤改良費用が見込まれるとして、貸付料の減額と地盤改良に要する費用の国負担を要請される。
- H27. 3. 31 学校法人理事長の許可を得て設計業者に連絡し、ボーリング調査結果についてヒアリング。その際に、なぜ地盤改良費用の算出を今作業しているのか確認したところ、大阪府私学審議会の結果を確認してから作業着手するように学校法人理事長から指示を受けたため、算出が遅くなったとの説明を受ける。

確定申告の際の帳簿書類の保存期間

※白色申告の場合

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決済に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

(出典)『平成29年度版 くらしの税情報(国税庁作成)』

国税庁資料をもとに長妻昭事務所でパネル作成

平成30年2月13日 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

パネルの写し

歴代国税庁長官の就任会見

歴代長官	就任年月日	就任会見
石井道遠	H20年7月4日(金)	○
加藤治彦	H21年7月14日(火)	○
川北力	H22年7月30日(金)	○
古谷一之	H24年8月17日(金)	○
稲垣光隆	H25年4月2日(火)	○
林信光	H26年7月4日(金)	○
中原広	H27年7月7日(火)	○
迫田英典	H28年6月17日(金)	○
佐川宣寿	H29年7月5日(水)	×

※就任会見の記録が国税庁に残っているのは石井長官以降

(出典)国税庁長官官房総務課広報広聴室提出資料

国税庁提出資料をもとに長妻昭事務所でパネル作成

平成30年2月13日 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

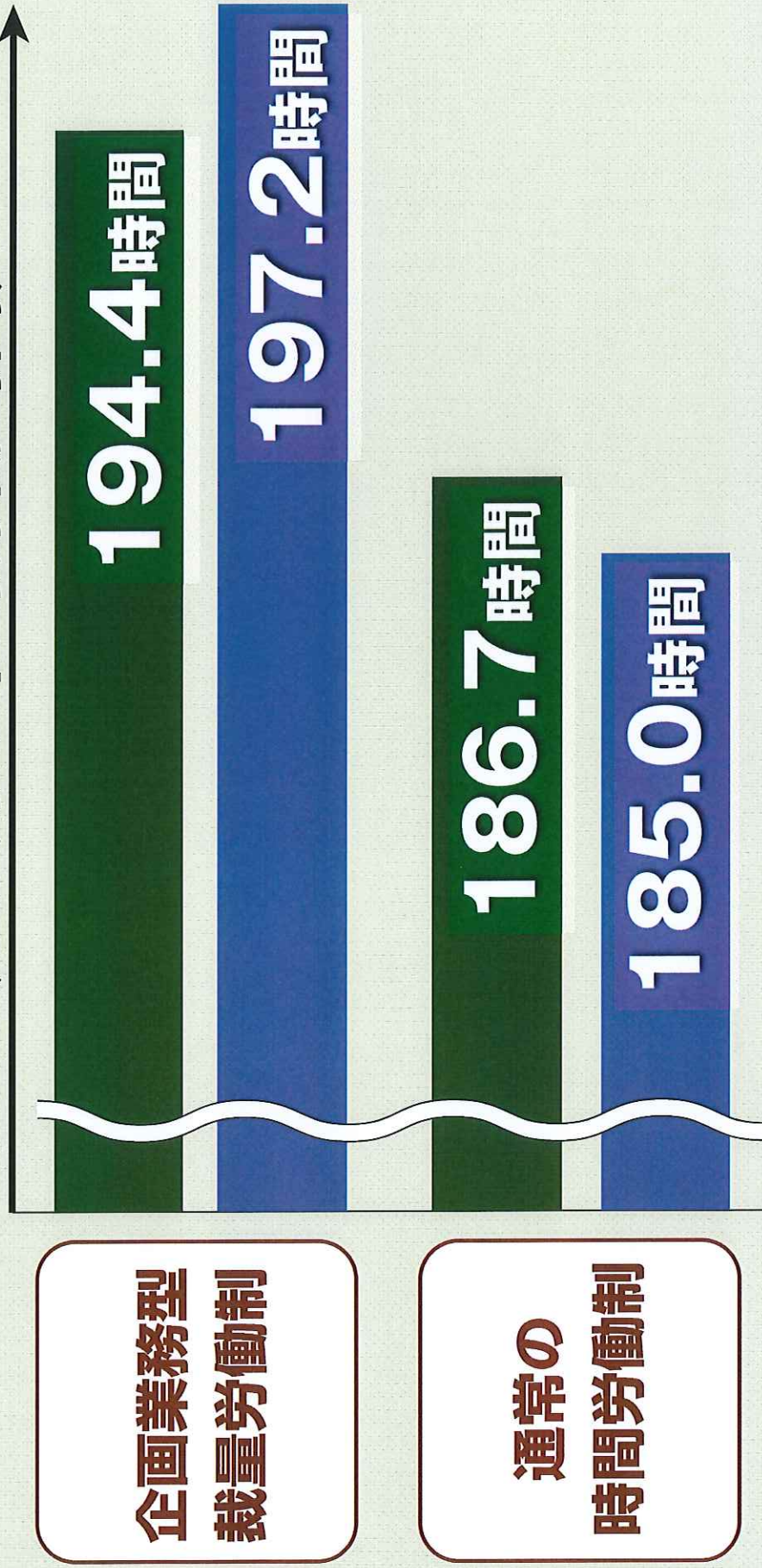
パネルの写し

裁量労働制の方が労働時間が短いとする 安倍総理の答弁

厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いというデータもある

企画業務型裁量労働制の方が労働時間が長い

(1か月の平均労働時間)



出典)「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果(2014年労働政策研究・研修機構)」

※グラフの平均労働時間は■が厚生労働省が無作為に抽出した事業場の労働者、■が民間調査会社の事業所データベースから無作為に抽出した事業場の労働者について、何れも労働政策研究・研修機構が算出

出典資料をもとに長妻昭事務所でパネル作成

平成30年2月13日 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

パネルの写し

一般労働者の「平均的な者(しゃ)」の 法定時間外労働の実績

1日

1時間37分

1週

2時間47分

1箇月

8時間 5分

出典)平成25年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)

出典資料をもとに長妻昭事務所で作成

平成30年2月13日 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

パネルの写し

1日の法定時間外労働の実績 (一般労働者)(平均的な者)

～このデータは本当か?～

(単位:人)

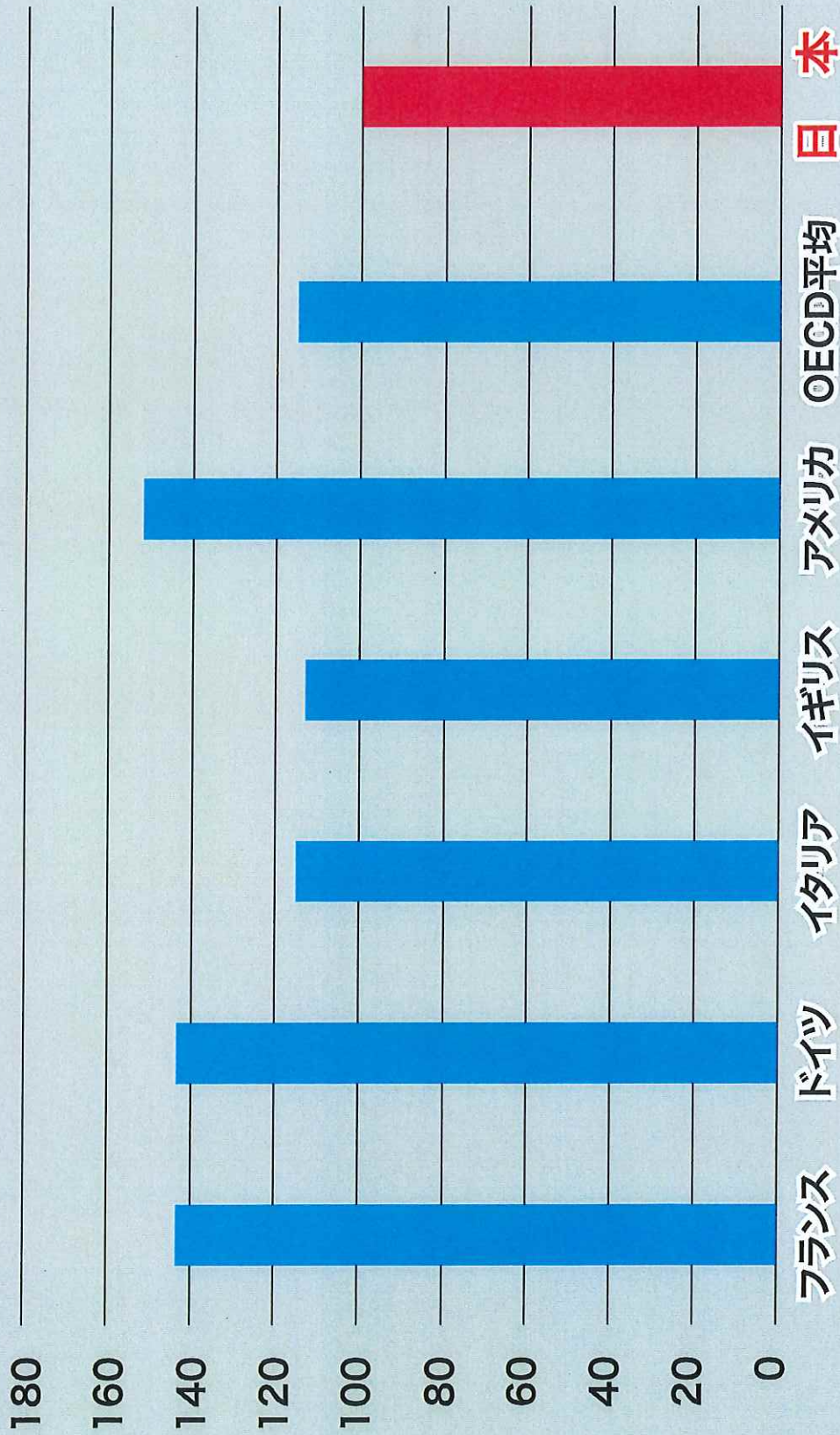
2時間以下	2時間超 3時間以下	3時間超 4時間以下	4時間超 5時間以下	5時間超 6時間以下	6時間超 7時間以下	7時間超 8時間以下	8時間超 9時間以下
6,762	1,214	729	348	141	65	96	34
9時間超 10時間以下	10時間超 11時間以下	11時間超 12時間以下	12時間超 13時間以下	13時間超 14時間以下	14時間超 15時間以下	15時間超	合計
22	8	7	7	2	5	9	9,449

平均(時間:分)➡1:37

日本の労働生産性は先進国平均以下

労働生産性(2015年、労働時間あたり)

(日本=100)



(備考)OECD.statより作成。データは実質(2010年購買力平価ベース)。

出典:内閣府資料をもとに長妻昭事務所作成

平成30年2月13日(火) 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

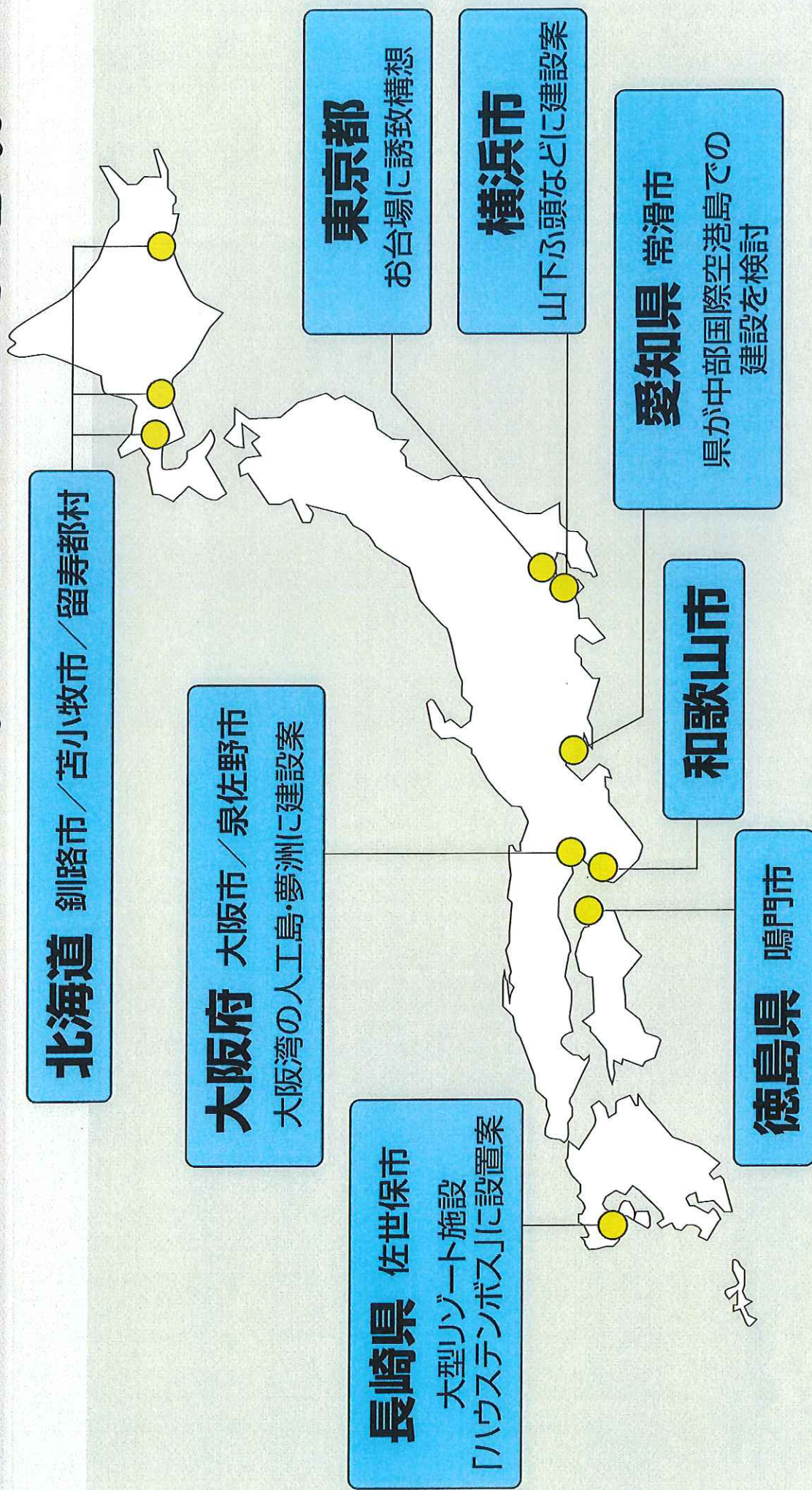
パネルの写し

政府も
認めた!

非正規雇用比率が高まると、
労働生産性は下がる(内閣府)

●一般的に申し上げれば、非正規雇用者は正
規雇用者に比べて職業教育訓練による人
材育成機会が少ないとみられることから、
非正規雇用比率が高まると、必要な技能や労
働者の熟練の蓄積がなされず、労働の質が低
下し、労働生産性を押し下げる可能性がある。

IR誘致・進出が取り沙汰される主な地域



※政府主催の公聴会に出席または進出構想が浮上するなどの地域

(出典) 東京新聞 (平成30年1月15日)
東京新聞記事をもとに長妻昭事務所で作成

平成30年2月13日(火) 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

パネルの写し

生活保護受給者の自殺率

(平成26年)

生活保護受給者		全国(参考)	
自殺者数(人)	自殺率 (生活保護受給者10万対)	自殺者数(人)	自殺率 (人口10万対)
1,132	53.2	25,427	20.0

(注) 自殺率は、人口(または生活保護受給者)10万人あたりの自殺者数を示す。

(出典) 自殺者の状況(警察庁)、厚生労働省保護課調べ